

加古川労発基0817第1号  
令和8年8月17日

加古川労働基準協会 会長 殿

加古川労働基準監督署長



感電労働災害防止対策について（要請）

平素は、労働行政の運営につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年8月に姫路労働基準監督署管内において、木造建築工事現場の作業員が感電する労働災害が発生しました。

現在、姫路労働基準監督署において調査中ですが、建設工事等の屋外作業において、移動式クレーン、くい打機、機械集材装置等（以下「移動式クレーン等」という。）を送電線、配電線、電車用饋電線等（以下「送配電線類」という。）に近接する場所で使用中に、その機体、ワイヤロープ等が送配電線類に接触して起こる感電災害を防止するため、労働安全衛生規則第349条及び第570条第1項第6号に定める事項はもとより、下記の事項に留意の上、その万全を期せられ傘下の会員事業者に対し周知徹底をお願いします。

つきましては、貴団体におかれましても、本要請の趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業者に対し広く周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 送配電線類に対して安全な離隔距離を確保すること。

移動式クレーン等の機体、ワイヤロープ等と送配電線類の充電部分との離隔距離を、次の表の左欄に掲げる電路の電圧に応じ、それぞれ同表の右欄に定める値以上とすること。

| 電路の電圧 | 離隔距離                                                |
|-------|-----------------------------------------------------|
| 特別高圧  | 2 m、ただし、60, 000V 以上は 10, 000V 又はその端数を増すごとに 20cm 増し。 |
| 高圧    | 1 . 2 m                                             |
| 低圧    | 1 m                                                 |

なお、移動式クレーン等の機体、ワイヤロープ等が目測上の誤差等により、この離隔距離内に入ることを防止するために、移動式クレーン等の作業範囲を規制するための木柵、移動式クレーンのジブ等の作業範囲を制限するためのゲート等を設けることが望ましいこと。

2 監視責任者を配置すること。

移動式クレーン等を使用する作業についての的確な作業指揮をとることができる監視責任者を当該作業現場に配置し、安全な作業の遂行に努めること。

3 作業計画の事前打合せをすること。

この種作業の作業計画の作成に当たっては、事前に、電力会社等送配電線類の所有者と作業の日程、方法、防護措置、監視の方法、送配電線類の所有者の立会い等について、十分打ち合わせるように努めること。

4 関係作業員に対し、作業標準を周知徹底させること。

関係作業員に対して、感電の危険性を十分周知させるとともに、その作業標準を定めるとともに、その内容を関係作業員に周知し、当該作業標準に基づき作業を行わせるため必要な指導を行うこと。